年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 53 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 50 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23 件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 14 件

関東東京国民年金 事案 14009

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和55年1月から同年3月まで

② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、毎年4月に市役所から送付される国民年金保険料の納付書により、3か月ご とに保険料を市役所や金融機関などで未納が無いように納付してきた。申立期間の保 険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、特に平成8年4月から60歳に到達する前月の26年*月までの保険料については前納により納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがわれ、申立期間はいずれも3か月と短期間であることを踏まえれば、申立期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東東京国民年金 事案 14015

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私の兄は、区から国民年金の加入勧奨を受けて、私の国民年金の加入手続を行い、 姉が昭和53年6月に結婚するまでは私と姉及び兄の三人分の国民年金保険料を一緒 に納付し、姉が結婚してからは私と兄の二人分を一緒に納付していた。それにもかか わらず、申立期間の兄の保険料は納付済みとされ、私の保険料が未納とされているこ とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである 上、申立人は、申立期間を除き昭和50年4月から60歳に到達するまでの保険料を全て 納付している。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする兄は申立期間の保険料が納付済みであり、申立人及びその兄が所持する領収証書から、昭和52年度から56年度までの保険料は、ほぼ同一の納付日であることが確認できる。

さらに、申立人の兄は、申立期間の保険料を区役所出張所で納付したと述べており、 申立期間当時、出張所では収納業務を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東東京国民年金 事案 14016

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

私の父は、私の将来を考えて昭和 50 年3月頃に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、58 年3月に私が婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き昭和50年4月から60歳に到達するまで、長期間に渡り継続して国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度発足当初に夫婦で国民年金に加入してから 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付していることから、父親が申立期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成25年4月2日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間②については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を19万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日

② 平成16年12月22日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立人から提出された 賞与明細書並びにA社から提出された賞与統計表並びに同社が加入しているB健康保険 組合及びC厚生年金基金の記録により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受 け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められ ることから、既に年金記録確認D地方第三者委員会(当時)において決定したあっせん 案の報告に基づき、平成25年4月2日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっ せんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、A社からE年金事務所に、平成17年2月17日付けE社会保険事務所(当時)の受付印が確認できる同社の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(写し)が提出されたところ、申立人の当該期間に係る賞与支払の届出が行われていることが確認できる。

また、当該届出について、E年金事務所は、「事業所が当時賞与支払届を提出したことは間違いなく、同届書を返却した記録も確認できないことから、平成16年12月支給分について、事務処理誤りであると判断する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、事業主は、申立人が主張する標準賞与額(19万4,000円)に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月3日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。厚生年金保 険料が控除されていた賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及び給与振込通帳の写し並びにA社から提出の あった支給控除一覧表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該 賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書等において確認できる 厚生年金保険料控除額及び賞与額から、47万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所(当時)へ提出する賞与支払届は、健康保険組合経由で提出したと考えるが、これを確認できる当時の資料は保管していない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立 てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これ を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は35万円、16年7月16日及び18年7月19日は25万円、同年12月20日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日

② 平成16年7月16日

③ 平成16年12月10日

④ 平成17年12月10日

⑤ 平成18年7月19日

⑥ 平成 18 年 12 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(申立期間①は 35 万円、申立期間②及び⑤は 25 万円、申立期間⑥は 45 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社 会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおり賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は40万円、16年7月16日及び18年7月19日は30万円、同年12月20日は53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日

② 平成16年7月16日

③ 平成16年12月10日

④ 平成17年12月10日

⑤ 平成18年7月19日

⑥ 平成 18 年 12 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」、同社の複数の従業員から提出された賞与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(申立期間①は40万円、申立期間②及び⑤は30万円、申立期間⑥は53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認め

られる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社 会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおり賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成9年10月から10年9月までは24万円、同年10月から12年7月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっている。申立期間の一部期間の給与明細書等を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年10月から10年9月までは24万円、同年10月から11年10月までは26万円と記録されていたところ、同年11月1日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、申立人と同様に、平成11年11月1日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正された者は、ほかに9人確認できる上、同年4月6日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されている者は、5人いることが確認できる。

さらに、申立人から提出された申立期間の一部期間の給与明細書並びに平成9年分、 10年分及び11年分の給与所得の源泉徴収票並びに12年分の所得税の確定申告書により、申立人は申立期間において、上記の訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認又は推認できる。

加えて、A社に係る滞納処分票及び滞納処分執行停止決議書により、同社は平成 10 年1月より社会保険料の延滞金が発生していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年11月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、当

該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、 事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年10月から10年9月までは24万円、同 年10月から12年7月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は73万2,000円、19年12月10日及び20年6月10日は75万円、21年12月10日は55万9,000円、22年6月14日は93万8,000円、同年12月10日は56万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日

② 平成19年12月10日

③ 平成20年6月10日

④ 平成21年12月10日

⑤ 平成22年6月14日

⑥ 平成22年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間①から⑥までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年12月10日は73万2,000円、19年12月10日及び20年6月10日は75万円、21年12月10日は55万9,000円、22年6月14日は93万8,000円、同年12月10日は56万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以 降は、年金事務所)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付し ていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は67万5,000円、19年12月10日は69万9,000円、20年6月10日は71万円、21年12月10日は52万円、22年6月14日は90万8,000円、同年12月10日は54万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日

② 平成19年12月10日

③ 平成20年6月10日

④ 平成21年12月10日

⑤ 平成22年6月14日

⑥ 平成22年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間①から⑥までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月10日は67万5,000円、19年12月10日は69万9,000円、20年6月10日は71万円、21年12月10日は52万円、22年6月14日は90万8,000円、同年12月10日は54万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以 降は、年金事務所)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付し ていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は34万5,000円、19年12月10日は37万円、20年6月10日は38万6,000円、21年12月10日は30万円、22年6月14日は51万4,000円、同年12月10日は31万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日

② 平成19年12月10日

③ 平成20年6月10日

④ 平成21年12月10日

⑤ 平成22年6月14日

⑥ 平成22年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間①から⑥までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月10日は34万5,000円、19年12月10日は37万円、20年6月10日は38万6,000円、21年12月10日は30万円、22年6月14日は51万4,000円、同年12月10日は31万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以 降は、年金事務所)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付し ていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は73万2,000円、19年12月10日及び20年6月10日は75万円、21年12月10日は55万9,000円、22年6月14日は93万8,000円、同年12月10日は56万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日

② 平成19年12月10日

③ 平成20年6月10日

④ 平成21年12月10日

⑤ 平成22年6月14日

⑥ 平成22年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間①から⑥までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年12月10日は73万2,000円、19年12月10日及び20年6月10日は75万円、21年12月10日は55万9,000円、22年6月14日は93万8,000円、同年12月10日は56万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以 降は、年金事務所)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付し ていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は37万7,000円、19年12月10日は40万2,000円、20年6月10日は41万8,000円、21年12月10日は31万6,000円、22年6月14日は55万6,000円、同年12月10日は33万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日

② 平成19年12月10日

③ 平成20年6月10日

④ 平成21年12月10日

⑤ 平成22年6月14日

⑥ 平成22年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間①から⑥までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 18 年 12 月 10 日は 37 万 7,000 円、19 年 12 月 10 日は 40 万 2,000 円、20 年 6 月 10 日は 41 万 8,000 円、21 年 12 月 10 日は 31 万 6,000 円、22 年 6 月 14 日は 55 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 33 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以 降は、年金事務所)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付し ていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を39万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主 により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、39万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ れを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月10日は35万3,000円、20年6月10日は37万円、21年12月10日は27万2,000円、22年6月14日は49万4,000円、同年12月10日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日

② 平成20年6月10日

③ 平成21年12月10日

④ 平成22年6月14日

⑤ 平成22年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間①から⑤までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成19年12月10日は35万3,000円、20年6月10日は37万円、21年12月10日は27万2,000円、22年6月14日は49万4,000円、同年12月10日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以 降は、年金事務所)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付し ていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月10日は51万9,000円、20年6月10日は53万3,000円、21年12月10日は41万円、22年6月14日は69万7,000円、同年12月10日は41万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日

② 平成20年6月10日

③ 平成21年12月10日

④ 平成22年6月14日

⑤ 平成22年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間①から⑤までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 10 日は 51 万 9,000 円、20 年 6 月 10 日は 53 万 3,000 円、21 年 12 月 10 日は 41 万円、22 年 6 月 14 日は 69 万 7,000 円、同年 12 月 10 日は 41 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以 降は、年金事務所)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付し ていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月10日は37万円、20年6月10日は38万6,000円、21年12月10日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日

② 平成20年6月10日

③ 平成21年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないので、調査して、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿、賃金台帳及び普通預金通帳の写しにより、申立 人は、申立期間①から③までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成19年12月10日は37万円、20年6月10日は38

万6,000円、21年12月10日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ れを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月10日

A社は、平成23年12月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、26年2月19日に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給料支払明細書(平成23年12月賞与分)等によると、申立人は、同年12月10日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び 申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準 賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、23万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して提出しておらず、当該賞与に係 る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していない と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月10日

A社は、平成23年12月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、26年2月19日に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給料支払明細書(平成23年12月賞与分)等によると、申立人は、同年12月10日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、23万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して提出しておらず、当該賞与に係 る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していない と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 18 年7月3日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、計算される期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与明細書、賃金台帳及び出勤簿並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(平成19年4月1日に同社から関連会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、申立期 間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員からの回答により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に申立期間の被保険者記録が確認できない従業員に照会を行ったところ、回答のあった従業員が保有する給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時のA社における給与からの厚生年金保険料の控除について、正社員であれば職種等で差は無く一律の取扱いであった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 56 年6月の 社会保険事務所(当時)の記録から、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 56 年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月 31 日と誤って記

録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、 その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保 険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

日本年金機構からの連絡により、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていた。申立期間に係る賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書、B社から提出された申立人の申立期間に係る「支給控除項目一覧表」及びC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記明細書等で確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当 該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行 していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

日本年金機構からの連絡により、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、 申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与 が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「支給控除項目一覧表」及び申立人の賞与支給に係る「証明書」並びにC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「支給控除項目一覧表」等で確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当 該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行 していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年11月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年11月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社で人事担当として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社に係る雇用保険の加入記録が確認できる同僚の供述により、申立人は 申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年4月30日(以下「全喪日」という。)の後の、同年11月8日付けで、遡及して資格喪失処理が行われている上、申立人と同様に全喪日に遡って資格喪失の処理をされている者が40人、「全喪」を理由として被保険者資格取得の取消しの処理をされている者が20人いることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立期間にA社において勤務が確認できる従業員が保有する給与支給明細書では、申立期間に厚生年金保険料の控除が確認できる。

また、A社に係る申立期間当時の商業登記の記録は確認できないものの、同社の従業員の雇用保険の加入記録により、全喪日以降も5人以上の従業員が在籍していたことが確認できることから、同社は、申立期間当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、同僚及び複数の従業員は、申立期間当時、A社の経営状態は悪く給料の遅配があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を当該喪失届の受付日である昭和58年11月8日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 58 年 3 月の 社会保険事務所の記録から、41 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月3日は12万9,000円、16年7月26日は16万9,000円、同年12月7日及び17年7月7日は19万円、18年7月31日は20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日

- ② 平成15年12月3日
- ③ 平成16年7月26日
- ④ 平成16年12月7日
- ⑤ 平成17年7月7日
- ⑥ 平成18年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤及 び⑥に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与 に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が保有する預金通帳により、給与とは別に、平成 15 年 12 月 3 日、16 年 7 月 26 日、同年 12 月 7 日、17 年 7 月 7 日及び 18 年 7 月 31 日に、A社から賞与として、それぞれ、6 万 4,849 円、9 万 7,274 円、11 万 3,990 円、11 万 3,861 円及び 12 万 5,142 円が振り込まれていることが確認できるとともに、申立人が加入していた保険会社から提出のあった「財形貯蓄に係るご回答書」により、当該期間に係る賞与から財形貯蓄として、4 万円が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間当時の経理・社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚

生年金保険料は控除していたとしているところ、複数の元従業員から提出された当該期間に係る賞与の支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、上記預金通帳で確認できる振込額及び当該期間に係る財形貯蓄額から推認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月3日は12万9,000円、16年7月26日は16万9,000円、同年12月7日及び17年7月7日は19万円、18年7月31日は20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥の賞与に係る厚生年金保険料の事業 主による納付義務の履行については、申立期間当時の経理・社会保険担当者は、申立 人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当該賞与 に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行して いないと認められる。

2 申立期間①については、申立人から提出された預金通帳及び「平成 15 年分の所得 税の確定申告書」では、賞与の支給を確認することができない。

また、A社の申立期間①当時の事業主は、当時の資料を保管しておらず、申立人の 当該期間に係る賞与の支給及び保険料の控除については不明であるとしている。

さらに、申立期間①当時の経理・社会保険担当者は、当時、賞与については、全て の従業員を対象として支給していたものではなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年2月1日から54年1月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を52年2月1日、資格喪失日に係る記録を54年1月7日とし、当該期間の標準報酬月額を、52年2月から53年7月までは26万円、同年8月から同年12月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から54年1月まで

A社で運転手として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の源泉徴収票等を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の勤務に関する資料として、入社日が昭和 50 年7月1日と記載された運転者台帳を提出しており、雇用保険の記録では、52 年3月7日から 54 年1月6日まで同社において加入記録が確認できることから、申立人は、申立期間を含む 50 年7月1日から54年1月6日まで同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和 52 年分給与所得の源泉徴収票及び給与証明書(昭和 52 年の年収及び 53 年8月分の月収等が記載されたもの)により、52 年の申立人に係る給与のみの総支給額と当該源泉徴収票の社会保険料の額を検証したところ、同年の給与額に見合う厚生年金保険料控除額は、同年2月から同年12月までの11 か月分に相当することが推認できる。

また、上記給与証明書では、昭和 53 年8月の給与が支給され、「その他控除」欄に 控除額が記載されているところ、当該控除額は、給与額に見合う標準報酬月額を基に算 出した社会保険料とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人がA社において、同職種の同僚であったとする3人について、同社に

係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、いずれの者も被保険者記録が存在することが確認できる上、同社で昭和43年から53年までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人の同僚二人を含む28人について雇用保険の記録を調査したところ、加入記録の無い8人を除いて、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日がおおむね符合している状況が確認できることから判断すると、申立人についても同社を離職するまで、給与から社会保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年2月1日から 54 年1月7日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収票及び給与証明書の社会保険料等から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和52年2月から53年7月までは26万円、同年8月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年2月から53年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年5月から52年1月31日までの期間については、A社に係る事業所別被保険者名簿により、43年から53年までの期間に被保険者資格を取得し、かつ、連絡先の判明した申立人の同僚二人を含む19人に同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、申立人と同職種の12人から回答を得たが、同社の厚生年金保険の取扱いについては全員が不明としており、また、自身の入社時期を記憶している者7人のうち、4人が入社と同時に資格取得したとしているものの、3人が入社から1年3か月から2年経過後に資格取得したとしており、当時、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、当該期間当時の資料は無く、当時の代表者及び関係者も死亡していることから、厚生年金保険の取扱いについて確認できない旨回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月17日

② 平成22年7月14日

③ 平成22年12月20日

④ 平成23年7月20日

⑤ 平成23年12月29日

A事業所に勤務していた期間のうち、平成21年12月から23年12月までの間に合計5回支給された厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映する記録になっておらず、申立期間の給料支払明細書(賞与)を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、オンライン記録によると、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準賞与額は、平成26年5月7日付けで21年12月17日及び22年7月14日は27万円、同年12月20日、23年7月20日及び同年12月29日は27万5,000円と記録されているが、当該記録は、A事業所が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を行っていなかったとして、管轄年金事務所に当該届出を行ったことにより記録されたものであり、当該賞与に係る厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となら

ない記録とされている。

申立期間①については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料支払明細書(賞与)により、申立人は、当該期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、上記明細書において確認できる賞 与額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を 徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①に係る健康保険厚生年金 保険被保険者賞与支払届を提出しており、当該賞与に係る保険料を納付していないこと を認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②から⑤までについては、申立人から提出のあった当該期間に係る給料支払明細書(賞与)により、申立人は、当該期間にA事業所から賞与の支払を受けているものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

なお、A事業所は、申立人に係る平成 26 年4月分の給与から申立期間②から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料を控除したとして、同月分の給料支払明細書を提出しているが、当該保険料は保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に控除されていることから、申立人の標準賞与額に係る特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②から⑤までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を142万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成19年12月10日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった申立人の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、142万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成21年7月1日、資格喪失日が24年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月25日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成24年1月25日から同年2月1日まで

A社には平成21年7月1日から24年1月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る平成 24 年賃金台帳及び同社の回答から、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立 人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準 報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の資格喪失に係る届出を年金事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険 料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認めら れる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、 当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月29日から31年6月20日まで

② 昭和32年4月21日から33年1月14日まで

③ 昭和33年1月14日から38年8月1日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係るA社の厚生年金保険を申立人と同時期に資格喪失している者のうち、連絡先が確認できた2名に同社における当時の脱退手当金の受給状況について照会したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことはできず、そのうち1名は自分で脱退手当金の請求手続をしたと供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にあるB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求期間となっているが、当該未請求期間は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記号番号と同一番号で管理されている上、前述の被保険者台帳には、申立期間①と当該未請求期間とが同一ページに記載されており、社会保険事務所から社会保険庁に標準報酬月額等を照会して

いれば、当該未請求期間もその計算の基礎とされ、未請求期間として存在することはなかったことから、脱退手当金の支給に係る事務処理が適正に行われていなかったことが認められる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月12日は50万円、16年7月6日は35万1,000円、同年12月15日は30万円、17年7月1日及び同年12月15日は35万円、18年7月7日は25万円、20年12月11日は42万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月15日
- ④ 平成17年7月1日
- ⑤ 平成17年12月15日
- ⑥ 平成18年7月7日
- ⑦ 平成20年12月11日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間 当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出 したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の賞与は 年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧」及び給与所得に対する源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「賞与明細一覧」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 15 年 12 月 12 日は 50 万円、16 年 7 月 6 日は 35 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 30 万円、17 年 7 月 1 日及び同年 12 月 15 日は 35 万 円、18 年 7 月 7 日は 25 万円、20 年 12 月 11 日は 42 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行っていなかったこと、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ れを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月12日は39万8,000円、16年7月6日は34万8,000円、同年12月15日は30万円、17年7月1日及び同年12月15日は32万円、18年7月7日は25万円、20年12月11日は48万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月15日
- ④ 平成17年7月1日
- ⑤ 平成17年12月15日
- ⑥ 平成18年7月7日
- ⑦ 平成20年12月11日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の賞与は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧」及び給与所得に対する源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「賞与明細一覧」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 15 年 12 月 12 日は 39 万 8,000 円、16 年 7月 6 日は 34 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 30 万円、17 年 7月 1 日及び同年 12 月 15 日は 32 万円、18 年 7月 7 日は 25 万円、20 年 12 月 11 日は 48 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行っていなかったこと、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ れを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月12日は41万円、16年7月6日は35万1,000円、同年12月15日は30万円、17年7月1日及び同年12月15日は32万円、18年7月7日は25万円、20年12月11日は14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日

- ② 平成16年7月6日
- ③ 平成16年12月15日
- ④ 平成17年7月1日
- ⑤ 平成17年12月15日
- ⑥ 平成18年7月7日
- ⑦ 平成20年12月11日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の賞与は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧」及び給与所得に対する源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「賞与明細一覧」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 15 年 12 月 12 日は 41 万円、16 年 7 月 6 日は 35 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 30 万円、17 年 7 月 1 日及び同年 12 月 15 日は 32 万円、18 年 7 月 7 日は 25 万円、20 年 12 月 11 日は 14 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行っていなかったこと、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ れを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 65 万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調 香の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、65万円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

しかしながら、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」によると、複数の従業員について、A社が破産したことによって発生した申立期間②に係る労働債権が確認できるものの、申立人の名前は見当たらない上、金融機関から提出された申立人の「流動性預金明細表」に当該賞与に係る振込みが確認できないことから、申立期間②に係る賞与が申立人に対し支払われたことが確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間② について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞 与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は150万円、同年12月12日は63万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調 香の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003 年夏季賞与明細書」並びに申立期間当時の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は63万円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致している上、当該配当表で確認できる申立人に係る配当額は、上記振込額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、63万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年8月 20 日は 53 万3,000 円、同年12月12日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、53 万 3,000 円とすること が妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された申立期間②に係る賞与明細書及び上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は34万1,600円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、申立期間②に係る上記賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる申立人に係る配当額と一致している。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。 なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏 支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当で ある。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年8月 20 日は 71 万8,000 円、同年12月12日は35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、71 万 8,000 円とすること が妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は35万1,400円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致している上、 当該配当表に申立人の氏名及び配当額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社が倒産後、破産管財人と振込口座の届出について書類のやり 取りをした記憶があるとしている。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、35万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は150万円、同年12月12日は71万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当 である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は71万4,000円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致している上、 当該配当表に申立人の氏名及び配当額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、平成15年12月の最後の賞与については、時期は覚えていないが 受け取った旨供述している。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、71万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」及び複数の者が保有する申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は5万円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間に係る賞与については、申立人の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の者が保有する申立期間に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致している上、 当該配当表で確認できる申立人に係る配当額は、上記振込額と一致していることが確認 できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。 なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏 支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当で ある。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は28万円、同年12月12日は27万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当 である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は27万5,100円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致している上、 当該配当表に申立人の氏名及び配当額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、平成15年12月の賞与について、支給日ははっきり覚えていない が最後の賞与だったので、受け取った旨供述している。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、27万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 79 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏 支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、79 万 2,000 円とすることが 妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は42万円、同年12月12日は39万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、42万円とすることが妥当 である。

申立期間②について、申立人から提出された申立期間②に係る賞与明細書及び上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は39万6,200円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、申立期間②に係る上記賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致している。

さらに、申立人は、平成15年12月の賞与については、支給時期は覚えていないが、 受け取った旨供述している。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、39万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、 これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められ ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月20日は21万円、同年12月21日及び20年7月17日は25万円、同年12月21日は28万円、22年7月31日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日

② 平成19年12月21日

③ 平成20年7月17日

④ 平成20年12月21日

⑤ 平成22年7月31日

A事務所に勤務している期間のうち、申立期間①から⑤までの厚生年金保険の標準 賞与額の記録が無い。同事務所は、当該期間当時、当該賞与に係る届出を行っていな いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与 額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された申立期間①から⑤までに係る申立人の給料支払明細書(控)並びに平成20年分及び22年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①から⑤までに同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年7月20日は21万円、同年12月21日及び20年7月17日は25万円、同年12月21日は28万円、22年7月31日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事務所は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以降にあ

っては、年金事務所)に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7月 18 日は 56 万円、同年 12 月 15 日は 60 万円、16 年 7月 16 日は 56 万円、同年 12 月 17 日は 60 万円、17 年 7月 15 日、同年 12 月 21 日及び 18 年 7月 20 日は 50 万円、同年 12 月 18 日は 55 万円、19 年 7月 20 日、同年 12 月 21 日及び 20 年 7月 17 日は 52 万円、同年 12 月 21 日は 50 万円、22 年 7月 31 日は 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日

- ② 平成15年12月15日
- ③ 平成16年7月16日
- ④ 平成16年12月17日
- ⑤ 平成17年7月15日
- ⑥ 平成17年12月21日
- ⑦ 平成18年7月20日
- ⑧ 平成18年12月18日
- 9 平成19年7月20日
- ⑩ 平成19年12月21日
- ① 平成20年7月17日
- 迎 平成20年12月21日
- ③ 平成22年7月31日

A事務所に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑬までの厚生年金保険の標準 賞与額の記録が無い。同事務所は、当該期間当時、当該賞与に係る届出を行っていな いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与 額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された申立期間①から⑬までに係る申立人の給料支払明細書(控)並びに平成20年分及び22年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①から⑬までに同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は56万円、同年12月15日は60万円、16年7月16日は56万円、同年12月17日は60万円、17年7月15日、同年12月21日及び18年7月20日は50万円、同年12月18日は55万円、19年7月20日、同年12月21日及び20年7月17日は52万円、同年12月21日は50万円、22年7月31日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事務所は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以降にあっては、年金事務所)に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は60万円、同年12月12日は74万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当 である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は74万2,000円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致している上、 当該配当表に申立人の氏名及び配当額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、未払分の賞与を受け取ったことは間違いない旨供述している。 これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給される ものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、74万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年8月 20 日は 61 万2,000 円、同年12月12日は34万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、61 万 2,000 円とすること が妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」及び複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は34万3,000円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」により確認できる配当額と一致している上、当該配当表で確認できる申立人に係る配当額は、上記振込額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について2年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保 険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の 賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる保険料控除額から、2万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に行っていなかったこと、ま た、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これ を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA法人における申立期間に係る標準賞与額を43万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成18年7月7日

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間は育児休業期間中であり、賞与が支払われていたが賞与支払届が未提出であったことが判明した。同法人は、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「平成18年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年7月7日に同法人から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料の徴収権の時効が成立した後である平成26年3月12日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を行っておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、43万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA法人における申立期間に係る標準賞与額を47万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成19年7月6日

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間は育児休業期間中であり、賞与が支払われていたが賞与支払届が未提出であったことが判明した。同法人は、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「平成19年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成19年7月6日に同法人から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料の徴収権の時効が成立した後である平成26年3月12日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を行っておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、47万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA法人における申立期間に係る標準賞与額を16万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成18年7月7日

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間は育児休業期間中であり、賞与が支払われていたが賞与支払届が未提出であったことが判明した。同法人は、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「平成18年分 所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年7月7日に同法人から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料の徴収権の時効が成立した後である平成26年3月12日に提出したことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を行っておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、16万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月11日

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に 賞与が支給され保険料も控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「20 年冬賞与給与支払明細書」及びA事務所から提出された「給与台帳20年12月賞与」により、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに 見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額 を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び給与台帳に おいて確認できる厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立てに係る賞与額の届出を行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生 年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認め られる。

関東東京国民年金 事案 14010

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年5月まで

私は、大学を卒業した直後の昭和 52 年4月に父が経営していた会社に就職したが、 私の年金については、父から「会社が厚生年金保険適用事業所になる来年までは国民 年金でいくが、よいか。」と相談されて承諾した覚えがあるので、父は、私の国民年 金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の申立人の資格取得記録の処理日 (昭和 61 年 9 月 16 日) から、申立期間後の昭和 61 年 9 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする父親から聴取することは困難であり、申立人は加入手続及び申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

関東東京国民年金 事案 14011

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年3月まで

私の母は、私が大学を卒業する1年前の昭和53年4月に私の国民年金の加入手続を行い、母自身の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業する1年前の昭和53年4月に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、母親の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間後の56年4月に払い出されていることが確認でき、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載されている年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いとしているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は国民年金に加入しておらず、母親は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする 母親から聴取することは困難であり、申立人は加入手続及び申立期間の保険料納付に関 与していないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付の状況は不明で ある。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

関東東京国民年金 事案 14012 (事案 10788 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年8月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成元年3月まで

② 平成元年4月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。 申立期間直後の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間①が国民年金に未加入 で申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録の訂 正を申し立てたが、前回は認められなかった。

しかし、前回の審議結果に納得できないので、再度審議して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の平成3年6月に払い出されており、申立人が所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日が元年4月1日と記載されているほか、当該期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶が無いと述べており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、当該手帳記号番号払出時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 14013

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年4月から 51 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年11月まで

私は、A市に居住していた昭和41年か42年頃に国民年金の任意加入手続を行ったが、年金手帳や国民年金保険料の納付書が届かなかったので保険料は納付していなかった。46年8月にB区に転居した後、恐らく昭和47年度の初め頃と思うが、役所から納付書が送られてくるようになり、夫が自身の勤務する銀行で定期的に保険料を納付していた。その後、昭和51年8月にC区に転居し、同区役所にこれまで納付していた保険料の領収証書を全て持って行ったにもかかわらず、新規扱いで国民年金に任意加入させられてしまった。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年か 42 年頃に国民年金の任意加入手続を行い、昭和 47 年度からの国民年金保険料を申立人の夫が納付していたと述べているが、申立人が所持する年金手帳によれば、申立人は昭和 51 年 12 月 3 日に初めて国民年金の任意加入被保険者の資格を取得しており、申立人が当該任意加入被保険者の資格を取得する前に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

関東東京国民年金 事案 14014 (事案 10949 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から55年3月まで

私は、父に勧められたため、大学を卒業した昭和 49 年3月に市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。翌月に国民年金保険料の納付書が届いたので、定期的に金融機関の窓口で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録の訂正を申し立てたが、前回は認められなかった。しかし、前回の審議結果に納得できないので、再度審議して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和55年4月頃に払い出されており、当該特例納付等により申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であったが、申立人には保険料を遡って納付した記憶が無いこと、ii)申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 14017

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間、52年7月から53年3月までの期間、55年4月から同年6月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで

② 昭和52年7月から53年3月まで

③ 昭和55年4月から同年6月まで

④ 昭和55年10月から56年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和 48 年3月まで国民年金保険料を納付してくれた。その後は、私が自宅に来た集金人に3か月分又は6か月分の保険料を定期的に納付し、申立期間②から④までの期間は付加保険料も一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、全ての申立期間について集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時に申立人が居住していた市は、集金人制度は昭和54年3月31日で廃止になったと回答しており、申立人は、申立期間③及び④の保険料を集金人に納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間(合計 24 か月)の保険料については3か月分又は6か月分を定期的に納付したと述べていることから、その納付回数は5回から8回に及ぶ上、申立人は、申立期間を通じて同一市に居住しており、同一市において特定の被保険者にこれだけの期間及び回数について事務処理誤りが起こるとは考え難い。

さらに、申立人に係る特殊台帳では、申立期間①から④までの期間のいずれも未納となっており、欄外には「市町村名簿と突合 57 年」と押印されていることから、当時、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿において、同じ記録であったと推認できるほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間①から④までの保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

関東東京国民年金 事案 14018

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

私は、昭和 44 年9月から叔母の家に住んでおり、叔母が私の国民年金保険料を毎月自宅に来ていた郵便局員に納付してくれていたはずである。また、45 年 11 月頃に叔母の家を出てからは、私自身が納付書を利用して市役所窓口及び金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格 取得日及び申立人が所持している国民年金手帳の発行日から、昭和 49 年8月頃に払い 出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうか がわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立 人は、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったもの と考えられる。また、当該払出時点は第2回特例納付実施期間中であるが、申立人は遡 って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

なお、申立人は、申立人の叔母の家に住んでいた頃、叔母が保険料を毎月自宅に来る 郵便局員に納付してくれていたと述べているが、申立人が当時居住していた市では、昭 和47年4月から納付書制度が実施されており、それ以前は印紙検認方式による保険料 収納であったことから、郵便局では保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち、叔母の家に居住していた期間の保険料納付に関与していないとしており、加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとする叔母から聴取することができないことから、加入手続及び当該期間の保険料納付の状況が不明であるほか、申立人は昭和45年11月頃に叔母の家を出てからは、自身で保険料を納付していたとしているが、上記のとおり、申立人は49年8月までは国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられ

る。

そのほか、申立人の叔母及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

関東東京国民年金 事案 14019

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していた ものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から6年2月まで

私は、平成6年2月頃に母親が私の国民年金の加入手続を行い、父親が私の国民年金保険料を納付するための資金を提供してくれて、母親が私の過去2年分及び当年1年分の保険料と両親の当年1年分の保険料を一緒に納付したことを母親から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の資格処理日から、 申立期間後の平成8年4月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間 の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であり、申立人に対して別 の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の 状況が不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

関東東京国民年金 事案 14020

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から50年3月まで

私は、私の父から、昭和 49 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、あわせて私の 国民年金保険料を 20 歳まで遡って納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納 とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和51年8月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、第2回特例納付の実施期間外であり、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳を所持しており、年金手帳を紛失したことはないと思うと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月1日から62年2月1日まで

A社(平成9年に、B社に社名変更)は、昭和61年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、私は、同社の代表取締役として厚生年金保険に加入した。しかし、私の年金記録によると、同年9月1日付けで被保険者資格を喪失したことになっているが、そのような喪失届を提出した記憶は無い。当該資格喪失処理には納得できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B社は、平成14年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の代表取締役である申立人は、賃金台帳及び給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の取締役、同僚及び関係者に対して、本件申立てに関する照会をしないでほしい旨申し出ていることから、これらの者に当時の申立人の勤務 実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、昭和62年2月1日と記録されていたところ、その後の同年9月4日付けで、61年9月1日に遡って訂正されている。

また、昭和 62 年9月4日付けで、他の元従業員一人(取締役)の標準報酬月額に係る記録が、一部期間において遡って引き下げられていることが確認できるが、申立人は、申立期間及び訂正処理日当時における同社の経営は順調であり、保険料の滞納などは無かった旨回答していることから、当該遡及訂正処理は、社会保険事務所(当時)による不合理な処理であったとまでは言えず、当該訂正処理日前のオンライン記録を見ると、当該元従業員の62年10月の定時決定は同年8月に適正に処理されていることが確認できるほか、同年7月に元従業員二人の随時改定(増額)が行われ、その前後に二人の従

業員が新たに被保険者資格を取得していることが確認でき、これらの処理に不自然さは 見当たらず、適切になされていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、A社の代表取締役であったことが商業・法人登記簿謄本から確認できる上、申立人は、自らが代表取締役として厚生年金保険に加入していた旨供述しており、これらのことから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月1日から53年5月1日まで

A社に所属していたB販売所及びC販売所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「厚生年金喪失者台帳」を引き継いだD社の社会保険事務担当者は、同社で保管している当該台帳で確認できる申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 51 年 3月9日から 52 年 3月1日まで及び 53 年 5月1日から 54 年 4月1日までである旨供述しており、当該記録はA社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致している。

また、D社の社会保険事務担当者は、申立期間当時の新聞奨学生制度では、従業員が大学又は専門学校等に在籍していれば、厚生年金保険に加入させることはできたが、実際に加入させるか否かは販売所の裁量に委ねられていたと供述している上、B販売所及びC販売所は既に他の販売所に統合されていることから両販売所の事業主に照会することができないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25437 (事案 18911 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から平成18年6月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、申立期間の一部の期間の勤務は認められたものの、給与からの厚生年金保険料の控除が確認できないなどの理由から、記録訂正は認められなかった。新たな資料は無いが、自身の保険料控除に係る資料を保管し、証言してくれる人が見付かったので、再度、調査及び審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった支給明細書及びA社から提出のあったアルバイト給与台帳から、申立期間の一部についての勤務は認められるが、同社は、申立人の雇用形態であるアルバイトについては当時も現在も厚生年金保険には加入させていない旨供述しており、上記支給明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成23年7月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、申立期間について、自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料を保管し、証言してくれる者(以下「C氏」という。)がいるので、再度、調査及び審議をしてほしいと申立てを行っている。

しかしながら、A社は、グループ会社を含め同社関係者の中には、C氏の氏名は確認できない旨回答しており、同社に係るオンライン記録からもC氏の被保険者記録は確認できないほか、申立人から聴取しても、C氏と本申立てとの関わりが判然としない。

また、申立人が主張するC氏の住所地は存在しない旨自治体は回答していることに加

え、申立人はC氏の連絡先電話番号を把握していないことから、当委員会からC氏に対して照会できず、申立人に、C氏が保管しているとする関連資料を提出させるよう依頼したものの、資料の提出は無い。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から41年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 38 年4月1日付けで同社が社会保険に加入する手続を自らが行ったので、自分の加入手続を漏らすことは考えられない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和62年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の加入及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社に対する社会保険事務所(当時)による「綜合調査」が、申立期間内に昭和39年5月12日及び41年8月30日の2回行われた記載が確認できるところ、当該調査は、年金事務所の説明によれば、その対象となる事業所の従業員に係る出勤簿及び賃金台帳等を確認し、被保険者となるべき従業員の適用漏れがあるか否かなどについて確認するものであり、当該調査において適用漏れなどの指摘事項があれば、その場で届出書を提出させるのが通常であるとしている。

したがって、申立人が申立期間において、A社の被保険者として適用されるべき従業員だったのであれば、その場で届出書を提出させたと考えられるが、そのような指摘事項等は見当たらないことから、申立人は、申立期間において同社の被保険者となるべき従業員と判断されなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時にA社で勤務した元従業員に照会を行い、同社における厚生年金保険の加入取扱い等について問い合わせたが、詳細については不明である旨供述して

いる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年7月まで

② 昭和40年8月から41年8月まで

③ 昭和44年9月から46年3月まで

A事業所に勤務した申立期間①、B事業所(勤務先は、同社が経営するC喫茶店)に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA事業所は、オンライン記録及 び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認 できない。

また、A事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同事業所の代表者を特定することができない。

さらに、申立人は、A事業所における社長及び同僚3人の姓のみを記憶しているものの、当該姓のみでは人物を特定できず、これらの者から、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB事業所は、オンライン記録及 び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認 できない。

また、B事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同事業所の代表者を特定することができない上、申立人は、B事業所における社長の姓のみを記憶しているものの、当該姓のみでは人物を特定できないことから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、C喫茶店の店長等に関する申立人の供述を基に調査したところ、当該店長の氏名及び生年月日は判明したが、その者に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

3 申立期間③について、同僚の一人は、申立人がいつ入っていつ辞めたかは分からないが、D社のE店に勤務していたことは間違いないと回答している上、申立人がE店の店長であったと記憶している者は、申立人を記憶していないが、昭和45年10月頃にE店の店長になったと回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間③の一部について同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、雇用保険の加入記録において、申立人がD社で厚生年金保険に加入している昭和48年9月13日から49年1月15日までの期間については、雇用保険に加入していることが確認できる一方、申立期間③の加入記録は確認できない。

また、D社は、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除については、 資料を廃棄しているので確認できないと回答しているが、同社から提出された各店舗 ごとの店員氏名が記載された名簿において、昭和 49 年の名簿では申立人の氏名が確 認できる一方、45 年及び 46 年の名簿では申立人の氏名は確認できない。

さらに、上記昭和45年及び46年の名簿においてE店に記載されている名字から、 D社に係るオンライン記録において、申立期間に加入記録のある従業員10人に照会 したところ、8人から回答があったが、申立人の社会保険の加入状況について覚えて いる者はおらず、また、回答のあった8人のうち1人(45年2月1日に厚生年金保 険の被保険者資格を喪失)は、同店の店長として勤務していたとしているが、申立人 を記憶しておらず、残る7人のうち申立人を記憶していたのは上記の一人のみであり、 これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認する ことができない。

加えて、申立人は、バーゲンのときにD社から手伝いに来ていた同僚二人の姓のみを記憶しているが、同社に係るオンライン記録で、該当の被保険者は確認できない。

4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から29年1月15日まで

- ② 昭和29年8月1日から30年7月1日まで
- ③ 昭和30年7月1日から同年10月1日まで
- ④ 昭和30年10月1日から40年10月1日まで

A社に勤務した申立期間①、②及び④の標準報酬月額が実際の報酬月額より低く、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①、②及び④に係る標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間③を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び④の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低いと主張 している。

しかし、申立人は、申立期間①、②及び④に係る給与明細書等を保管しておらず、A 社も当該期間当時の資料を保有していないと回答していることから、申立人の当該期間 に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した従業員 27 人に給与明細書の保有状況を照会したところ、14 人から回答を得たが、給与明細書を所持している者はおらず、これらの者から申立期間の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、標準報酬月額が遡って 訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。 なお、申立人は、A社に勤務した期間の月額給与が記載された平成26年3月20日付けの勤務証明書を提出しているものの、当該証明書を発行した同社の担当者は、当該証明書は申立人の供述を基に作成したものであり、記載内容を裏付ける資料は無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間③も継続してA社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録及び同社から提出された社内報により、申立人が当該期間も継続して同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保有していないと回答しており、申立人の申立期間③における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時、同社において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答があり、そのうち一人は、申立人を覚えていると回答しているものの、それ以外については昔のことで覚えていない旨回答しており、残る3人は、申立人を覚えていないとしているほか、申立人と同日に同社の被保険者資格を喪失している12人のうち、連絡先が判明した4人に照会を行ったところ、一人から回答を得たが、申立人のことは覚えていないとしているため、これらの者から、申立人の申立期間③における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連 資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち平成2年1月1日から同年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間②のうち、平成元年 11 月 1 日から 2 年 1 月 1 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月1日から同年4月1日まで

② 平成元年11月1日から2年6月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が誤って記録されている。申立期間当時の賃金台帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち平成2年1月1日から同年6月1日までの期間については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の当該期間の標準報酬月額について、A社から提出された当該期間に係る賃金 台帳から判断される報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 より高額であるものの、当該賃金台帳から判断される保険料控除額に見合う標準報酬月 額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当

該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②のうち、平成元年 11 月1日から2年1月1日までの期間については、A社から提出された賃金台帳から判断すると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う当該期間の標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

しかしながら、A社の商業・法人登記簿謄本によると、申立人は申立期間において代表取締役であったことが確認できるところ、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されており、申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年又は21年まで

A校で事務職として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、 調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A校を継承するB校が保有している「学校沿革史」に記載されている申立期間当時の A校長の氏名は、申立人の記憶と一致していることから、期間は特定できないが、申立 人が、同校で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A校が厚生年 金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、B校、教育行政機関であるC教育委員会及びD教育委員会は、いずれも申立人のA校に係る資料等は保管していないとしている上、申立人が記憶する上司及び同僚は、連絡先が不明なことから、申立人の同校における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C教育委員会及びE県F課に、当時の公立学校に勤務する事務職又は事務補助職が厚生年金保険に加入する際の取扱いについて照会を行ったが、いずれも不明と回答していることから、申立期間当時のA校における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月16日から同年8月16日まで

A社の厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日が実際の離職日より1か月早くなっており、申立期間において、同社の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から次の事業所に移籍するにあたり、空白期間は無かったと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有している申立人に係る人事資料では、申立人の離職日(退職日)が、昭和62年7月15日と記録されており、申立期間の勤務について確認することができない。

また、A社は、上記人事資料により、申立人は申立期間において同社に勤務していないため、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除することはない旨供述している。さらに、オンライン記録により、申立期間当時にA社の厚生年金保険被保険者であって、かつ、連絡先が判明した12人の同僚及び従業員に照会したところ、回答があった6人のうちの5人は、申立人を記憶しているものの、退職日までは記憶していないため、申立期間の勤務について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年9月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち、昭和60年7月20日から同年8月25日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和56年9月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によれば、A社は平成9年2月*日に解散しているが、 申立期間当時の事業主は、「昭和56年9月にホテル事業を閉鎖し、社会保険から脱退 した。その後、一部事業(喫茶店)の営業を再開したが、事業所として厚生年金保険に 再度加入はしておらず、申立人の加入手続についても行った記憶は無く、また、事業所 が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は従業員の給与から厚生年金保険料は控除 していない。」旨回答している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票から、同社が適用事業所でなくなった 昭和 56 年9月に被保険者資格を喪失している同僚及び従業員3人に照会したところ、 回答のあった一人は、給与明細書を所持しておらず、同社が適用事業所ではなくなった 後の給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から15年3月30日まで

A社に勤務した全期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び同資格喪失確認通知書から、申立人の申立期間における標準報酬月額は11万8,000円と届出されていることが確認でき、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち平成14年1月から同年12月までの期間について、申立人から 提出のあった平成15年度市民税・県民税課税(非課税)証明書において確認できる社 会保険料から判断すると、標準報酬月額11万8,000円に見合う厚生年金保険料が控除 されているものと推認できる。

このことについて、A社の元事業主は、申立期間当時、実際の報酬額より低い報酬額を社会保険事務所(当時)に届出し、その届出に基づいた厚生年金保険料を従業員の給与から控除しており、従業員には全て説明して了解を得た上での事だった旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月24日から36年8月1日まで

② 昭和36年8月2日から45年2月1日まで

昭和55年7月に、国民年金の加入手続に行ったとき、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知らされた。また、平成20年及び25年にも、当該脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。しかし、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 2 月 1 日の前後各 3 年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 7 名に支給記録が確認でき、その全員が被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録がある者のうちの 1 名は、「退職時に、事業主から脱退手当金を受給することについての希望を聞かれたので、受給を希望した。脱退手当金は、退職後に事業所において事業主から受け取った。」旨供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いと考えられる。

また、申立人の上記被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和45年7月28日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという ほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。 これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月26日から40年3月頃まで

② 昭和40年4月頃から41年9月頃まで

③ 昭和42年1月頃から同年12月頃まで

④ 昭和42年12月頃から43年6月頃まで

申立期間①のA社には、昭和39年10月に正社員として勤務していたことを記憶している。

また、申立期間②及び③のB社には、兄が先に勤務しており、1年半ぐらい勤務した後、一度辞めることになったが、再度、1年程度勤務した。

さらに、申立期間④のC社には、当時、正社員として勤務していた。

申立期間①から④までについて、厚生年金保険に加入していたのは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る労働者名簿及び職員住所録 (昭和 39 年 12 月 1 日現在)によると、申立人は昭和 39 年 10 月 26 日付けで「試雇」として同社D営業所に勤務していたことが確認できるものの、当該名簿には退職日の記載は無く、勤務期間を特定することができない。

このことについて、A社は、「通常、試雇から社員に登用となった場合、その日付及び内容を労働者名簿に記載し管理するが、退職日に係る記載が無いのは試雇期間中に退職した可能性も考えられる。また、当時の試雇期間及び試雇に係る厚生年金保険の取扱いについて不明であり、賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料は保存していない。」旨供述している。

また、上記職員住所録において、申立人を除く「試雇」と記載されている従業員7 人のうち、所在が判明した4人に照会したところ、二人から回答があり、そのうちの 一人は、A社には昭和39年10月に入社し、当初、試雇期間は3、4か月ぐらいであり、試雇期間中は厚生年金保険に加入できず、翌年の2月頃に正社員となってから厚生年金保険に加入したと思う旨供述している。

なお、当該従業員の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 40 年 2 月 1 日である。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出明細簿によると、上記7人の記号番号は連番で払い出されている上、被保険者資格取得日は昭和 40 年2月1日と記録されていることが確認できる。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、 申立人が勤務したとする「B社」の適用事業所としての記録は確認することができな い上、同事業所の所在地を管轄する法務局においても同事業所に係る商業登記の記録 を確認することができない。

また、申立人は、上記事業所には「先に兄が勤務していた。」としているところ、 申立人の兄は既に死亡しており、当時の同僚の名前も記憶していないことから、申立 人の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

3 申立期間④について、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 45 年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間④に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについては確認することができない上、同社に係る上記被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和45年6月1日に被保険者資格を取得した者8人のうち、所在が判明した4人に照会したところ、二人から回答があったが、いずれの者も申立人を記憶していないとしている。

4 このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成15年12月3日

A社(現在は、B社) C業務室における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料が控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された平成 15 年度営業職員年間賞与支給要項によると、当該年度における下期 12 月の賞与の支給対象となる勤続条件は、「下期当年5月から当年9月の間に職員に登用され、かつ支給時まで引続いて営業職員として勤続していること」と規定されているところ、申立人は、「平成 15 年9月は1か月の研修期間で、正式に採用されたのが同年 10 月からである。」と供述しており、同社は、「申立人は賞与の査定期間である平成 15 年4月から同年9月までの間に正職員となっていないことから、賞与の支給対象にならない。」と回答している。

また、B社は、申立期間当時の賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない旨回答していることから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。